

「新撰字鏡」のコの仮名と 「尾張國熱田太神宮縁記」

西 原 一 幸

上代語に見られる特殊仮名遣は時代が下るにつれて乱れてくるのであるが、有坂秀世博士の論文「新撰字鏡に於けるコの仮名の用法」^①（以下有坂論文と略称）は、平安初期の漢字辞書「新撰字鏡」（昌住、八九八―九〇一成立）付載の和訓にも、コの仮名甲乙二類の書き分けのあることを指摘した。有坂論文は上記事実の指摘に続いてその原因にも言及し、「他の文献では、これよりずっと前から、コの甲類と乙類との仮名の混用例が、既に現れてゐる」から、「新撰字鏡」の編者昌住が当時これを区別したものは考えず、昌住が引用した古文獻「殊にその序文に言ふ所の私記の類の用字法の影響によるものではなからうか」と考えたのである。更に同論文は、「新撰字鏡と略同じ時代に出来た尾張國熱田太神宮縁起や延喜式に於てコの仮名の甲乙兩類が、正しく使ひ分けられてゐることも、やはりそれらが古文獻を集成した編纂物なるが故であらう」としている。一方、川瀬一馬博士「古辞書の研究」^②はこれを受けて、「参考に用ひた前代の資料の表記をその儘採用してゐる事も明らか」とし、ことに至つて「新撰字鏡」コの仮名の甲乙二類の使い分けは昌住が引用したであろう所の和訓を記載した古文獻に存したものが、これに反映したにすぎないと考えられるようになった。これは現在ほぼ定説となつてゐる。そこで本稿では有坂論文の指摘する二文獻、すなわちどちらもコの書き分けを保存しているとされる所の「新撰字鏡」と「尾張國熱田太神宮

縁記」とをとりあげ、右の考えを再検討してみたいと思う。(今回は「延喜式」にはふれない)

なお結論をさきに述べておくと、「尾張国熱田太神宮縁記」は資料的に「新撰字鏡」と同一視できるものではなく、従って「新撰字鏡」コ仮名の書き分けは、昌住自身に依るものとせざるを得ないということになるのである。

二

コの仮名の書き分けの問題を平安初期全般の問題としてでなく、「新撰字鏡」のみに限って言えば、これを考えて行く上での方法はほぼ二通りあると思われる。第一は昌住が引用したと思われる和訓を記載した先行文献をさぐり出し、そこに見られる和訓と「新撰字鏡」の和訓とをつき比べ、その用字法を検証してゆくやり方である。これは直接的であるが故に最も有効である。しかし昌住が「新撰字鏡」に記載している和訓は多数にのぼっており、従ってその先行文献もかなりの数にのぼるはずであるから、それら多くの先行文献が現存している可能性、もしくは発見される可能性は極めて少ないことになる。そうであるならば、前述の問題は解決に向かつて一歩もふみ出さないということになってしまうのである。ましてや昌住がその和訓のことごとくをそれら先行文献から引用したのではなかったとしたら、又その可能性も充分あり得るからこの方法は実際的にはそれ程有効な方法とは言えなくなる。第二の方法は有坂論文の言う所が成立するための条件を考え、知られている文献のみを使ってこの条件の適否を考えてゆくやり方である。この方法は従って、多少とも形式論理的となり背理法的ともなるのである。だが「……である」と言い得る第一の方法が実際的な有効性を持たない以上、「少くとも……でない」とする第二の方法も、それなりの有効性を持つてであろうと思うのである。

さて「新撰字鏡」に見えるコの仮名の書き分けの原因を、昌住が引用した先行文献の書き分けが反映したものであると考えようとするためには、次の二つの条件の満足されることが必要である。すなわち

(一) 昌住は先行文献に記載された和訓を「新撰字鏡」に引用する時には、先行文献の用字法どおりに正確に転写してはならない。

このことは、つまり、もし昌住が先行文献に用いられた仮名用字法の体系を自己の意識で整理統合するようなことがあったとすれば、当然にコの甲乙兩類の使いわけも統合されているはずだ、と言うことなのであって、又もし仮りに、コの仮名を引用する時に限って先行文献を忠実に写したのだとするならば、これは逆に昌住自身にコの仮名の識別能力があったということの証明になるだろうということなのである。

(二) 昌住が見たであろう先行文献に用いられた字音仮名の全種類は、昌住が「新撰字鏡」に用いたその全種類を逸脱してはならない。

このことは、つまり昌住が見た先行文献は、彼が「新撰字鏡」に用いた仮名の範囲におさまる仮名を用いたものでなくてはならないということなのである。

そこでまずはじめに、「新撰字鏡」にはどのような種類の字音仮名が用いられているのかを調べてみると、以下のような結果を得る。用いた本は享和本類従本によらず、天治本である。その主な理由は、天治本が「天治元年甲辰五月十日書了」なる識語を有する古写本であることによる。(上記数字はその仮名の用いられた数、下段に()で囲んだものは、同一の音にその仮名の用いられた割合である。)

阿 220	伊 163	字 132	衣 20	於 109	加 709	可 32	我 10	支 415
(91)	(982)	(973)	(476)	(100)	(944)	(43)	(13)	(939)
安 14	以 3	子 1	江 22		可 32	我 10	支 415	木 20
(60)	(18)	(07)	(524)					
岐 1	久 584	介 120	去 4	斤 1	吾 1	佐 297	左 46	作 4
(02)	(995)	(100)	(14)	(04)	(04)	(851)	(155)	(13)
疑 1	具 3	古 91	子 9	己 170	去 4	斤 1	吾 1	佐 297
(02)	(05)	(330)	(03)	(616)	(14)	(04)	(04)	(851)
義 2	介 120	子 9	己 170	去 4	斤 1	吾 1	佐 297	左 46
(04)	(100)	(03)	(616)	(14)	(04)	(04)	(851)	(155)
久 584	古 91	子 9	己 170	去 4	斤 1	吾 1	佐 297	左 46
(995)	(330)	(03)	(616)	(14)	(04)	(04)	(851)	(155)
具 3	子 9	己 170	去 4	斤 1	吾 1	佐 297	左 46	作 4
(05)	(03)	(616)	(14)	(04)	(04)	(851)	(155)	(13)
坐 2	世 47	是 3	曾 111	所 1	太 383	多 11	大 14	多 11
(07)	(940)	(60)	(991)	(09)	(939)	(27)	(03)	(27)
志 506	是 3	曾 111	所 1	太 383	多 11	大 14	多 11	大 14
(774)	(60)	(991)	(09)	(939)	(27)	(03)	(27)	(03)
之 111	曾 111	所 1	太 383	多 11	大 14	多 11	大 14	多 11
(170)	(991)	(09)	(939)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)
自 37	所 1	太 383	多 11	大 14	多 11	大 14	多 11	大 14
(57)	(09)	(939)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)
須 279	太 383	多 11	大 14	多 11	大 14	多 11	大 14	多 11
(933)	(939)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)
酒 8	多 11	大 14						
(27)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)
寸 1	受 11	世 47	是 3	曾 111	所 1	太 383	多 11	大 14
(03)	(37)	(940)	(60)	(991)	(09)	(939)	(27)	(03)
受 11	世 47	是 3	曾 111	所 1	太 383	多 11	大 14	多 11
(37)	(940)	(60)	(991)	(09)	(939)	(27)	(03)	(27)
世 47	是 3	曾 111	所 1	太 383	多 11	大 14	多 11	大 14
(940)	(60)	(991)	(09)	(939)	(27)	(03)	(27)	(03)
是 3	曾 111	所 1	太 383	多 11	大 14	多 11	大 14	多 11
(60)	(991)	(09)	(939)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)
曾 111	所 1	太 383	多 11	大 14	多 11	大 14	多 11	大 14
(991)	(09)	(939)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)
所 1	太 383	多 11	大 14	多 11	大 14	多 11	大 14	多 11
(09)	(939)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)
太 383	多 11	大 14						
(939)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)
多 11	大 14	多 11						
(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)
大 14	多 11	大 14						
(03)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)	(27)	(03)

知	145 (84.3)	持	1 (0.6)	地	24 (14.0)	治	2 (1.2)	豆	414 (98.8)	都	3 (0.7)	津	2 (0.5)	川	1 (0.2)	氏	26 (42.6)	天	35 (57.4)	止	238 (94.4)	登	1 (0.4)	土	1 (0.4)	度	12 (4.8)	奈	339 (100)		
尔	113 (100)	奴	71 (100)	祢	65 (98.5)	念	1 (1.5)	乃	361 (100)	波	468 (97.1)	皮	13 (2.7)	婆	1 (0.2)	比	395 (99.4)	非	1 (0.3)	毗	1 (0.3)	不	236 (70)	布	51 (15.1)	夫	50 (14.9)	戸	89		
(90.8)	倍	9 (9.2)	保	194 (97.5)	呆	3 (1.5)	窟	1 (0.5)	善	1 (0.5)	万	231 (95.9)	麻	8 (0.3)	末	2 (0.8)	弥	139 (58.2)	美	84 (35.1)	三	13 (5.4)	見	3 (1.3)	牟	228 (90.1)	无	25 (9.9)	女	121	
(94.5)	面	3 (2.3)	米	2 (1.6)	昌	2 (1.6)	毛	160 (91)	母	16 (9.0)	也	101 (94.4)	夜	6 (5.6)	由	57 (100)	与	77 (100)	良	345 (99.4)	羅	1 (0.3)	郎	1 (0.3)	利	305 (100)	留	293 (99.0)			
荒	3 (1.0)	礼	53 (100)	呂	86 (100)	和	101 (100)	井	19 (73.1)	為	7 (26.9)	慮	26 (100)	乎	88 (100)																

この表を見ていると、オ、ケ、ナ、ニ、ヌ、ノ、ユ、ヨ、レ、ロ、ワ、エ、ヲは、同一の音に対して一種類の仮名しか用いられていないということが解る。また、エの衣江(コ)の古己字の成天、ミの弥美、キの井為が各々高い互用率を持ち、その他は、サの佐左、シの志之、チの知地、フの不布夫を除いてはほとんど互用されることがなかったということも解る。従って天治本「新撰字鏡」に表記されたものを見る限りでは、仮名はかなり整理される傾向にあったのではないかと言うことができる。つまり昌住が用いた仮名の範圍はかなり狭いものであったわけである。ただこれが昌住の意識であったとは、この結果だけではただちに論断できない。語頭の仮名とその他の箇所を用いられた仮名との間に、明らかに整理の跡のうかがわれるような関係が見い出されれば、この整理の傾向をも昌住の意識であったとする証明のひとつにできるのであるが、しかしまれにしか用いられていない仮名であるにもかかわらず、語頭に用いられた例も多くあるので整理の跡があるとは言えない。(語頭の仮名は整理されているとす

る指摘もある。^①）ただし濁音仮名と思しきものを除くのは言うまでもない。

さて「新撰字鏡」卷十二「己下随見得耳」の末尾には「靈異記」の訓釈から引用したと思われる一連の標字と和訓とが見えるので有名である。すなわち

祀頃・年己呂 蝦夷 衣比須 氣調 弥左乎 童蒙 和可支和良波止毛 往来 屈伸也 如許 己々
 良志己曾波 何作 伊加々世牟 (傍線は訓)

のごとくであって、往来 屈伸也 を除いて他は次の「靈異記」訓釈の語彙とよく一致する。

祀頃 二合止之古呂(下序) 蝦夷 衣比須(下二二) 氣調 三佐乎(上十三) 童 和良波(上三)
 和良は奈利(上五) 如許 二合己之羅許曾(下三七) 何作 二合伊可漸世牟(中二七)

「己下随見得耳」の語彙は、ことわり書の如く意にまかせて蒐集したもののようで、他の箇所とは異り音注義注の類も少数しか見えず、専ら和訓注のみなのであるが、ここにあげた例と罄余 伊波礼との外は「靈異記」と対応するものは見あたらない。しかしながら「新撰字鏡」和訓の出典として知られる例はごく少数なので、前述した有坂論文を是とするための条件^(一)に関連して、「靈異記」訓釈に用いられた字音仮名を整理してあげてみたい。用いた本は国語資料として最も信用できる興福寺本である。従って上巻のみに限られるのは止むを得ない。(数字の表示は前に同じ)

安 9 (46) 阿 7 (44) 伊 13 (100) 字 7 (58) 有 5 (42) 於 10 (100) 加 42 (62) 可 24 (35) 我 2 (3) 支 30 (97) 紀 1 (3) 久 30 (100) 介 9 (90) 毛 1 (10)
 己 25 (66) 古 7 (18) 去 6 (16) 左 15 (60) 佐 10 (40) 之 37 (97) 師 1 (3) 須 15 (72) 頁 3 (14) 数 3 (14) 世 5 (100) 曾 13 (100) 太 31 (74) 大 7 (17)

に用いられていて「新撰字鏡」には見えない仮名の例である。そうしてこれらの仮名は小川本の成立したとされる奈良末の、かなり上代的な仮名の種類を伝えていることが見てとれる。ということは昌住の用いた用字法は、昌住の生きたその時代、正確には序文に言う所の寛平から昌泰年中にかけての用字法の相をあらわしているのではないかとということになる。しかし有坂論文は「尾張国熱田太神宮縁記」をも例証に用いているので、この問題を検討してから結論を出さねばならない。

三

「尾張国熱田太神宮縁記」(以下「熱田縁記」と略称)はその識語に「寛平二年十月十五日 右大臣基房公奉勅被尋下帝社縁記 仍書寫家本献上之者也 延久元年八月三日 大宮司從三位伊勢守尾張宿禰員信」とあるところから別名「寛平縁記」とも呼ばれる。この識語から有坂論文はその成立を「新撰字鏡」成立と同じ頃とみて、これを引合に出したのであらうと思われるが、「熱田縁記」の成立については実は問題が多い。西田長男博士の論文「尾張国熱田太神宮縁記」は主として識語に記された人物考証を通して、この書を偽書であるとし成立を鎌倉初期であらうかとしている。西田論文の是非は今しばらくおくとして、ここでは当面問題となるコの甲乙兩類をいわけているとされる「編纂物」としての「熱田縁記」を用字法の面から検討してみたいと思う。

この縁記は正格の漢文で書かれていて、中に歌謡と割注形式の和訓注とに字音仮名が用いられている。以下列挙すると、

①草雉此言 具佐那岐

②珥比麻利 菟玖波埜須擬氏 異玖用加禰兔流

③伽餓奈倍氏 用珥波虛々能用 比珥波皆埜伽埜

④ 吾媼者耶 媼此云菟魔

⑤ 衣裾此云 意須比

⑥ 麻蘇義 乎波理乃夜麻止 許知其知能 夜麻乃加比由 等美和多流 毘何波乃波富曾 多和夜何比那乎 麻岐

禰牟等 和例波母弊流乎 與利禰牟止 和例波母弊流乎 和伎毛古 那何那西流 意須比乃字閉爾 阿佐都紀

乃其止久 都紀多知爾祗理

⑦ 夜須美志々 和期意富岐美 多加比加流比乃美古 阿良多麻乃 岐閉由久止志乎 止志比佐爾 美古麻知何多

爾 都紀加佐爾 妓美麻知何多爾 宇倍那字倍那志母夜 和何那勢流 意須比乃字閉爾 阿佐都紀乃其止久

都紀多知爾祗流

⑧ 奈留美良乎 美也禮波 止保志 比多加知爾 己乃由不志保爾 和多良部牟加毛

⑨ 阿由知何多 比加彌阿爾古波 和例許牟止 止許佐留良牟也 阿波禮阿爾古乎

⑩ 遠波理爾 多陀爾牟迦弊流 遠津能佐岐那流 比登都麻都阿勢遠 比登都麻都 比登爾阿理勢波 多知波氣麻

斯遠 岐奴岐勢麻斯遠 比登都麻都阿勢遠

⑪ 遠登賣能 登許能辨爾 和賀於岐斯 都留岐能多知 曾能多知波夜

(傍線筆者)

まず第一の問題は、右の歌謡ならびに訓注が、有坂論文の言うように編纂物であるか否かであるが、これはもう一目見ただけで論じるまでもない程明白である。すなわち①⑤の訓注は出所不明であっても②③④は明らかに「日本書紀」からの引用である。「古事記」も同様の内容を伝えているのであるが、用字法ならびに④の表記法によつて「日本書紀」からの引用であると知れるのである。因に示せば「阿豆麻波夜」(記)「吾媼者耶 媼此云菟魔」(紀)。^⑤⑥⑦は「古事記」所載の歌謡によく似ているが、全く同一というわけではない。^{⑧⑨}⑧⑨は出典の明らかでない

いものである。前述の西田論文は、⑥⑦⑧⑨を今は伝わらない所の「尾張國風土記」の佚文であろうと推定している。⑩⑪はいうまでもなく「古事記」からの引用である。つまりは「熱田縁記」は明らかに編纂物なのであって、これを疑う余地はない。それでは編纂物というのは用字法の面で一体どういう属性をそなえることになるのであろうか。「熱田縁記」を資料とする限りに於いては、出所不明の①⑤⑥⑦⑧⑨を今はひとまず除いて、その他のものはほとんどその一字一字に至るまで原本に忠実である。ただし極細かな部分、たとえば一例をあげると⑩⑪に於いては、遠と衰、爾と適、於と淡、のような違い、又、津と都、留と流（後者いずれも「訂正古訓古事記」）の二例程の違いは認められる。記紀のその他の伝本と各々対応する部分を更に比較してみても、その結果は右と大同小異なのであって、それ故ここでは例証を省略する。つまりは編纂物としての「熱田縁記」はかなりの程度の正確さで原本を引用しているのであり、従ってその結果の反映として、引用文献毎に異なる用字法の体系を持つという属性を示している。このことは逆に出所不明とされる歌謡⑥⑦⑧⑨を考察する際の手がかりとなるかもしれないわけであるが、それより前に第二の問題として有坂論文で言う所のコの仮名の甲乙兩類が正用されているか否かを、出所不明の歌謡をも含めてまず確認しておくことにする。

右の資料に濁音も含めてコの仮名が用いられているのは十五箇所である。用いられている仮名は、古（甲）虚許其期己（乙）の六字である。そのうち⑨に一例用いられた「阿禰古」という語はこより他の文献に用例を見ない語であるので多少問題もなくなっているのであるが、しかしこの語をこく常套的に「姉子」つまり「古」は愛称を表す接尾辞と解するならば十五例全て正用されているという結果を得る。すなわち有坂論文の言う所は右の結果に照らして正しいと言い得るのである。ということは他方では「熱田縁記」は編纂物なるが故に右の結果を得たのである。この点を第三の問題として採りあげ、前述の⑥⑦⑧⑨の歌謡の出所「尾張國風土記」説とも関連させながら考

えてみたい。

そこでまず、全く問題がないと思われる箇所は最初から除外しておくことにしてそれを示すと、用例にはどこした傍線部分となる。右側の傍線が甲類、左側のそれが乙類であって各々正用されていることをあらわしている。甲乙二類の判定を要する箇所一七例のうち、問題なく正用されているものが「阿禰古」も含めて考えるならば一〇七例である。すなわち、キギケコゴノベメヨは多少とも問題のある残りの一〇例に該当しない仮名であるので、従って以上の仮名は甲乙二類の書きわけがあるか、もしくはどちらか一方であっても正用されていると言い得るのである。多少とも疑問のある残りの一〇例を検討すれば、正用の例は更に増えるであろう。以下これらの例を検討するわけだが、これら問題のある一〇例は⑥⑧⑨に限定されている。すなわち出所不明あるいは「風土記」佚文と目される部分に集中しているので、このことからまず述べなくてはならない。

「釈日本紀」巻七には次の記事が見える。

「尾張国風土記曰 熱田社者 昔 日本武命 巡 歴東国 還時 娶 尾張連等遠祖官酢媛命 宿 於其家
夜頭向 厠 以 隨身劍 掛 於桑木 遺之入殿…… 因以立社 由 鄉為 名也」

西田論文はこの記事を根拠として「尾張国風土記」佚文だと思われる本文をあげている。そうして⑥⑦⑧⑨の歌謡もその中に含まれる。「釈日本紀」の著者卜部兼方は「尾張国風土記」以外にも多くの風土記を引用しているの
で知られるが、そういう点からして、もし「釈日本紀」の記事を信用するとすれば、確かに「夜頭向厠」の記事は
「熱田縁記」本文には見えて記紀には見えないことでもあるので、これらの歌謡が「尾張国風土記」を出所として
いる可能性も充分にあり得ると考えられる。更に次のような点からも右の考えを認め得るのではないかと思う。す
なわち「熱田縁記」の作者は様々な話の内容を熱田社、官酢媛中心に集め、話のつじつまを合せようと苦心して

いるのであるが、その時⑧⑨の歌謡を引用する筋のはこびに、不自然をおかしているふしがかがわれるということなのである。つまり、東征の後日本武尊が宮酢媛の宅に再度立ちよった時、婚わんとして歌をあわせるのであるがその時の最初の三首に続けて（記では二首となっている）不自然にも⑨を更につけ加えているのである。これはたとえば宮酢媛との最初の出合いを「古事記」が「乃雖思將婚 亦思 還上之時將 婚」とするのに対して「熱田縁記」は「側見^ニ佳麗之娘^一 問^ニ其姓字^一 知^ニ稻種公之妹名宮酢媛^一 卽命^ニ稻種公^一 聘^ニ納佳娘^一 合登^ニ之後 龍幸固厚 數日淹留^一」としているが如き、そういう宮酢媛を強調せんとする作者の意図が原因になって生じたものだと思う。〔紀は最初の出合いを「卽娶^ニ尾張氏之女宮寶媛^一 而淹留躡^ニ月^一」としているが、そのかわり再度の出合いの方は「爰不^レ入^ニ宮寶媛之家^一」とし、従って歌の応答もしていない。〕そうして「熱田縁記」の作者はこの不自然を解消するための理由として、⑨の歌は「先^レ是日本武尊於^ニ甲斐坂折宮^一 有^レ窓^ニ宮酢媛^一」この時よんだものだとし、更に続けて「此數首歌曲為^ニ此風俗歌^一 矣」とするのである。ということは翻って考えてみるに、このような苦心をして作者が「為此風俗歌矣」といわけたものこそ、逆に最初からの風俗歌ではなかったのかと疑われるのである。とすれば「此數首歌曲」はオーラルな原形のままを、作者が直接に収集したのだとは用字法の正確さなどから見てむしろ考え難く、従ってこれらの風俗歌の記載された何らかの文献から引き写したと考える他はなく、その文献にまず第一に該当するものとは言えば「尾張国風土記」ということになるであろう。少くともその可能性は充分にあり得ると思えるのである。では「此數首歌曲」とはどの範囲までを言うのであろうか。むろん⑨は含まれるに違いないが、他は不明である。⑥⑦⑧⑨は出典に照らして確認する術を持たないので、共通に用いられた字母の各歌毎の一致度を統計的に調べてその感触を得るといふ程度のことしかできないが、以下参考までに記すと次の如き結果となる。⑥と⑦とは共有する音は二九音。そのうち両者共に同じ音について同じ文字の用いられている音は二八。各々に異なる文字の用いられている音は一。従って両者の異り率は1/29となり

3%であつてよく一致している。⑧と⑨とは同様にして $\frac{2}{14}$ 、14%。⑨と⑥⑦とは $\frac{4}{15}$ 、27%。⑩⑪と⑥⑦とは $\frac{1}{19}$ 、37%。⑨と⑩⑪とは $\frac{4}{10}$ 、40%である。以上のことから言えることは「此数首歌曲」はせいせい⑨と⑩までで（数首というからには⑨以外に少くとももう一首は含まねばならないから⑨に最も一致率の高い⑧ということになる）それ以上のことは言えないということである。なお⑥⑦は従来内容的に「古事記」類似の歌謡と言われて来たのであるが、用字法の面では⑨と⑩⑪程度の違いが見られる。つまり、②③④⑩⑪のように出典の用字法を忠実に写すのが「熱田縁記」の作者の態度であり、また問題例十例を残す他の全ての特種仮名遣が正しいところから推して同様に⑥⑦⑧⑨の用字法も忠実に写された可能性が高いから、⑥⑦の歌謡の「古事記」を出典とする歌謡⑩⑪との異り率37%は、出典が「古事記」でないことを示しているように思う。因に出典の違いの既知である⑨と⑩⑪との異り率は前述のように40%である。

さて次には多少とも問題のありそうな十例に検討を加えてみよう。

毘何波乃波富曾 ⑥

「毘」は次の「波（羽）」から考えて明らかに「久毘（鶴）」もしくは「久々毘」の久が誤脱したものであろう。従つてその場合「毘」は甲類でなくてはならない。毘は甲類の仮名であるので正用されている。「波富曾」は二通りに考えられる。第一は「ヒハホソ」のヒが誤脱したもの。「ヒハホソ」は「とかさまにさ渡る鶴比波煩曾たわや腕を」（記原行）などと用いられた平安時代に「ヒハヤカ」などの形で見られる「ヒハ」と「細」との複合語とされる。弱々しく細い様をあらわす語である。「久毘」の久が誤脱した例もあるから「ヒ」が誤脱したと考えても自然であろう。才二は鶴の羽から連想して「羽細」と解することも可能である。いずれにしても「富曾」は「細」の意であることは動かぬから、その場合の「曾」は乙類でなくてはならぬ。曾は乙類の仮名であるからこれは正用されている。

乎波理乃夜麻止 ⑥

「尾張の山と」であろう。その場合「と」を「処」の意と解すれば甲類となつて異例となるが、体言に連接する助詞「と」と解すれば乙類となつて止の仮名は正用されているということになる。文脈上もこの方が自然である。

等美和多流 ⑥

「トミワタル」の「トミ」は「飛ぶ」の子音が交替したものと見ることができよう。すなわち㊦と㊧との交替例であつて、どちらも両唇音であるから、交替しても不自音ではない。ただ上代語に「飛む」はこれ一例しかないようである。「狭ゆ飛み渡る鶺」の意と解されるから意味上も不自然ではない。又「飛ぶ」と「渡る」とが連接するも常である。そうだとすると「飛ぶ」は四段動詞であるので、「トミ」の「ミ」は運用形活用語尾となり、甲類に該当するはずである。美は甲類の仮名であるので用字法として正しい。また等も乙類であつて正しい。

麻蘇義 ⑥

この語もこれ一語しか見えないようである。義は内転第四開合止撰三等の字であつて推定音価(「マ、ソ、シ、ヒ」)という母音を持つため、我国では「ぎ」「げ」の仮名として周く兩用されている。従つてこの場合は「まそぎ」「まそげ」兩形考えられるのであるが、しかしこの場合は意味上「真菅」であろうから、これを「まそげ」と解するのがよいであろう。「菅」は上代語に「すが」「すげ」の兩交替形とも現存しているから、「まそげ」は「ますげ」に近いものと見ることができよう。すなわち「まそげ」は「ますげ」の㊦母音が㊧母音に交替したものと考えるわけである。しかし㊦が㊧に、あるいはその逆の交替は理論的には可能であつても、これを上代語の確例であるとは断言できない。仮りにこれを㊦㊧の交替例と認めるならば、「麻蘇義」はその早い例となり、従つて「蘇」は甲類、「義」は乙類となつて各々正用されているということになる。

和多良部牟加毛 ⑧

「和多良部」は動詞「渡らふ」の未然形であると考えられる。また「渡る」に再活用語尾「ふ」の接続したものである。ところで、「ふ」は通常四段活用語尾となるが、まれに上接する動詞が下二段の場合は、下二段活用となることも知られる。今「和多良部」の例は明かに下二段活用であるので、「ふ」の上接する「渡る」も下二段活用でなければならぬが、本来「渡る」は四段であって下二段の例はない。従って「和多良部」はその活用形式自体が異例となる。もし無理にも下二段動詞「渡らふ」を認めたとしても、未然形活用語尾「へ」は乙類でなくてはならぬからこれに部をあてるのは異例となる。

以上見てきたことから解るように「熱田縁記」は甲乙兩類が書き分けられなければならない仮名一一七例のうち前述の一〇七例と更に今回の七例とを加えた一一四例が正用、もしくはそれに矛盾しないことになるのである。換言すれば、解釈不能の「部」と仮名表記例を見ないため甲乙判定のできなかつた固有名詞「比加彌」との三例が所有しているところの仮名、「ヒヘミ」を除く「キギケケゴゴソトノベメヨ」の十二の仮名が、書き分けられているか、あるいは一方であっても正用されていると言えるのである。

四

「熱田縁記」は成立ならびに一部歌謡の出典に問題はあるものの、編纂物として先行文献を忠実に写したがために、コ以外にも多数の特殊仮名遣正用の跡をとどめた。しかしコの仮名のみに限ってみたところで、それが保存されるためには、やはり先行文献の忠実な転写は必須である。論のはじめに示した条件(一)が、単なる形式上の仮定ではなくて、事実として必須であることを「熱田縁記」は証明して見せているのである。ということとはつまり「新撰字鏡」コの仮名正用の保存が、先行文献の用字法の反映した結果だとするためには、当然編者昌任の転写態度は、条件(一)を満足させないわけには行かず、そうしてもし仮りにこれを満足しているとすれば、二章で述べたよう

な結果があらわれるはずがないということになるのである。一步引いて、条件(一)を満し、かつ二章の結果をも同時に是とするにしても、条件(二)に合致する文献はほとんど考えられないから、最終的な結論としてはやはりこれを呂住自身に依るものとする以外にないということになるのである。

注 (一)「国語音韻史の研究」所収

② 同書六〇頁

③ 同右

④「群書類従」所収

⑤「群書類従」所収

⑥「時代別国語大辞典上代篇」は資料解説の中で、これを「日本書紀」に類似のものとしているが間違いである。

⑦「国語学辞典」所収国語年表「熱田縁記」の項も、有坂論文同様この仮名に書き分けが見られるとしている。

本稿をなすに当り大友信一先生はじめ多くの方々から御教示を得ました。記して感謝します。

(岡山大学大学院文学研究科)